

審 査 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要	法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	14日
申 請 先	申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の担当窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	